

元 福 国 連 号 外  
令 和 元 年 5 月 10 日

各指定訪問看護事業所 様

福島県国民健康保険団体連合会  
( 公 印 省 略 )

元号の変更に伴う訪問看護療養費明細書等の  
請求の取扱いについて (通知)

本会の事業運営につきましては、日ごろより格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、元号の変更ににつきましては、平成31年4月1日に新元号を「令和」に改める政令が公布され、5月1日施行と定められたところです。

これに伴い、訪問看護療養費明細書等の請求について、下記のとおり取扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

1 訪問看護療養費明細書の請求に係る事項

訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

2 再審査等請求に係る事項

再審査等請求書において旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

( 事務担当 業務管理課 療養費係 TEL 024-523-2705 )